

# 階上町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 青森県階上町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度 (13年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	23.8人/ha(令和3年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(石鉢・赤保内処理区)		
処 理 場 数	1処理場(茨島浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に階上町污水处理基本構想を見直し、下水道計画区域を縮小しました。しかしながら、未普及区域が多いことから、しばらくの間は、下水道計画区域を整備していくこととしています。なお、下水道計画区域外は合併処理浄化槽での整備を推進していく方針です。</li> <li>漁業集落排水事業との統合は、地理的・地形的条件により行わない計画としています。</li> </ul>		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> <li>基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制)</li> <li>使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。</li> </ul>																													
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家計と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> </ul>																													
その他の使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。</li> </ul>																													
	<p>・ 1か月あたりの使用料 (下記の金額には、消費税10%が含まれています。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>金額</th> <th>超過水量</th> <th>1㎡あたり金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般汚水</td> <td rowspan="2">5㎡まで</td> <td rowspan="2">1,108.8円</td> <td>5㎡を超え10㎡まで</td> <td>40.7円</td> </tr> <tr> <td>10㎡を超え50㎡まで</td> <td>191.4円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50㎡を超える分</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>5㎡まで</td> <td>1,108.8円</td> <td>5㎡を超える分</td> <td>62.7円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	基本使用料		超過使用料		基本水量	金額	超過水量	1㎡あたり金額	一般汚水	5㎡まで	1,108.8円	5㎡を超え10㎡まで	40.7円	10㎡を超え50㎡まで	191.4円				50㎡を超える分	220円	公衆浴場汚水	5㎡まで	1,108.8円	5㎡を超える分	62.7円
区分	基本使用料		超過使用料																											
	基本水量	金額	超過水量	1㎡あたり金額																										
一般汚水	5㎡まで	1,108.8円	5㎡を超え10㎡まで	40.7円																										
			10㎡を超え50㎡まで	191.4円																										
			50㎡を超える分	220円																										
公衆浴場汚水	5㎡まで	1,108.8円	5㎡を超える分	62.7円																										
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和1年度	3,226	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和1年度	3,419	円																							
	令和2年度	3,226	円		令和2年度	3,469	円																							
	令和3年度	3,226	円		令和3年度	3,473	円																							

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名(損益勘定所属職員2名、資本勘定職員1名)
事業運営組織	建設課(都市計画グループ)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管きょ施設:調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。 ・処理場、ポンプ場:運転管理業務等を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未利用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

・R4年度に作成・公表したR3年度「経営比較分析表」を添付しています。  
・経営分析比較表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を簡潔に整理しています。  
・経費回収率は、他類似団体の比較すると、同程度となっています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

・町の人口は、平成12年から減少傾向にあり、処理区域内も同様に推移すると判断しているが、町では、定住促進や都市部への誘導計画を策定し、持続可能なまちづくりを推進しており、緩やかな減少になると判断しています。  
・推計にあたっては、「階上町人口ビジョン」に基づき人口の将来展望を根拠として採用し、行政区域内の人口を基に、減少率を区域内人口で案分より推計を行っています。  
・30年後の区域内人口は、令和4年3月末の80%弱(6,500人)程度と想定されます。



「階上町人口ビジョン」

## (2) 有収水量の予測

・町の有収水量についても、人口減少によるものと近年の節水機器の普及や節水意識改革により減少傾向が続いている。推計にあたっては、将来人口と同様に「階上町人口ビジョン」を採用し算出しています。  
・下水道事業全体計画のうち整備状況は、約30%であり、今後とも普及の推進を行っていく必要があります。それに伴い下水道事業の有収水量も増加していくこととなります。算出にあたり、利用している区域人口は、減少率で案分し、整備していく区域の人口を加算したものに、人口当たりの使用水量乗じて算出しております。

## (3) 使用料収入の見通し

・下水道事業全体計画のうち整備状況は、約30%であり、今後とも普及の推進を行っていく必要があります。整備を行うことにより有収水量も増加していきます。人口の減少傾向ではありますが、整備済区域の水洗化率の向上と整備による利用人口の増加により有収水量は増加していきます。  
・経費回収率は、類似市町村と同様ですが、経営にあたり十分な収入となっていないので、漁業集落排水事業と同様に5年ごとに料金改定の検討をし、令和6年度と令和11年度に行う予定です。

## (4) 施設の見通し

・供用開始から12年経過し、耐用年数が間近となっているものも見受けられるが、適正な維持管理を行うことで、更新については、緊急の課題にまで至っていません。  
・平成28年度に作成した「階上町下水道ストックマネジメント計画」に則り、適正な点検・頻度で行い状況確認や対策を講じることとします。  
・通常の維持管理についても、異常の早期発見、早期修繕を行うことで、耐用年数を延ばし、大規模修繕や更新などの費用を抑制するよう努めていきます。

## (5) 組織の見通し

・現行3人(事務1人・管理1人・整備1人)の職員で業務を行っており、定期的な人事異動を行い、技術の継承や人件費の抑制等行うこととします。又、令和6年4月から企業会計を導入予定であり、職員の経営状況の把握や経営感覚の意識付けが行われ、効率的な組織が構築されます。

## 3. 経営の基本方針

### 【経営の基本方針】

#### 施策1 公共下水道施設の整備促進

- ・事業計画区域(191ha)の早期概成を目指し、効率的に施設整備を実施します。
- ・次期計画区域についても、人口密度や工事費用など経営感覚をもって実施します。
- ・非常時の水処理安定のために、処理場に自家発電設備を整備します。

#### 施策2 公共下水道施設の適正な維持管理

- ・処理施設、ポンプ施設の適正な運転と管理を実施します。
- ・管きよの事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
- ・自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を構築します。

#### 施策3 公共下水道事業の経営安定

- ・下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・未普及地区の生活環境改善のため、国庫補助金や有効な起債を借入れし、整備を推進していきます。又、整備による受益者負担金を投資に充て、整備率の向上に努めていきます。 1)管渠整備 下水道普及の推進を図るため、今後10年間で86haの管渠整備を行い生活環境の改善を行います。 2)公共水域の水質改善のため、非常時に安定的に水処理を行うため、下水処理場に自家発電装置を整備します。
-----	--

#### 1)整備事業

- ・管渠施設は147ha整備完了していますが、事業計画面積476haに対し、約30%の普及率であり、普及の推進が課題となっております。事業推進と財政状況とを勘案し、総額15.4億円、年間で130百万~200百万程度の予定をしています。
- ・利用者の増に伴い処理場への流入量が増加し、停電時の水処理安定のため、自家発電装置を令和6~7年度に整備するため、総額200百万円を予定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本的収支の財源について、国庫補助金や起債を有効に活用し、事業の進捗を図り、受益者負担金やその他収入をも合わせ、整備と償還金返還に充てております。不足分は、一般会計からの繰入金を充てており、整備事業費と起債残高等財源の均衡を図って進めていきます。</li> <li>・収益的収支の財源について、主なものは料金収入となり、維持管理費や償還金に充てており、不足分は一般会計繰入金を充てております。現状の経費回収率は、36%程度と類似団体より高く、今後も定期的に料金改定等を行い、40%程度を目指します。</li> </ul>
-----	--

<p>1)建設改良費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。</li> <li>・受益者負担金は、下水道が使用可能となった土地の所有者から徴収し、建設財源として計上しています。</li> </ul> <p>2)使用料・一般会計繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本経営戦略における下水道使用料料金体系は、現行の料金制度を継続するものとしますが、5年ごとに料金改定にあわせ制度についても検討を行っていきます。</li> <li>・一般会計繰入金は、使用料収入で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足として充当しており、国の繰出基準額で認められている分と不足分を繰出基準外として計上し、使用料の改定や償還金の増減に伴い多少の増減が生じますが、現状で推移しています。</li> </ul>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管きよ・ポンプ場・処理場の維持管理費(動力費、委託費等)や職員人件費等を計上しています。

<p>1)管きよ費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費として、修繕費(管きよ修繕)、委託費(清掃費)を計上しています。</li> </ul> <p>2)ポンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費として、動力費、修繕費、委託費、その他を計上しています。処理水量の増加を考慮し設定しています。</li> </ul> <p>3)処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費として、動力費、薬品費、修繕料、委託費を計上しています。</li> <li>・動力費、薬品費、委託費は、処理水量の増加を考慮し設定しています。</li> </ul> <p>4)その他の維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費は、職員給与費、委託費、その他を計上しており、職員給与費は現状体制を存続するものとしています。</li> </ul>
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>広域化・共同化・最適化に関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■公共下水道、漁業集落排水事業、浄化槽設置事業の事務の委託・代替執行等による事務の効率化</li> </ul>
投資の平準化に関する事項	<p>投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ストックマネジメントによる計画的な維持管理と効率的な改築の推進</li> </ul>
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<p>投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■処理場・ポンプ場の維持管理の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築を検討</li> </ul>
その他の取組	<p>上記以外の今後の投資に関する取組について、今後検討しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し必要に応じて検討を進めていきます。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>使用料の見直しに関して、下記事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■料金体系の見直しによる一般会計繰入金の抑制(5年に1度の料金体系等の見直し検討を実施しています。)</li> </ul> <p>令和6年度と令和11年度に見直しを行い、計画に反映させています。</p>
資産活用による収入増加の取組について	<p>資産活用により収入増加の取組について、活用可能な資産がないため、現時点では予定しておりません。</p>
その他の取組	<p>上記以外の今後の投資に関する取組について、今後検討しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し必要に応じて検討を進めていきます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管きよ施設の計画的な維持管理による、費用の効率化
職員給与費に関する事項	職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■業務量の分散化・平準化による職員給与費の増加抑制
動力費に関する事項	動力費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■省電力設備の導入、運転操作方法等の調整による動力費の軽減
薬品費に関する事項	薬品費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■効率的な維持管理による薬品費の軽減
修繕費に関する事項	修繕費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■効率的な維持管理による修繕費の適正化
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管きよの計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今後検討しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し必要に応じて検討を進めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。</li> <li>・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、更新を行っていきます。</li> <li>・令和6年4月から、公営企業会計を導入予定であり、漁業集落排水事業と統合し効率的な組織となる見込みです。</li> </ul>
---------------------	--